

平成24年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：土地区画整理事業に係る事務の執行について【意見分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
50	<p><b>V. 補償費について</b></p> <p><b>4. 監査結果</b></p> <p><b>(1) 補償基準について(意見事項8)</b></p> <p>市では「盛岡市土地区画整理事業移転補償実務マニュアル」を制定し、補償金の算定方法や損失補償基準について「共通仕様書」「標準書」に準拠する旨を示し運用している。ただ、同仕様書及び標準書は一般の公共事業に適用するための基準であり、土地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準のすべてを定めたものではないことから不足事項を補うものとして実務的には「社団法人街づくり区画整理協会」が作成した「土地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準(案)」、「同細則(案)」及び「算定要領」も参考に運用している状況である。</p> <p>これまで市の事務執行に特段の問題はなかったと思われるが、このように土地区画整理事業における補償業務を行う上で、実務上利用している街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」は市が正式な手続を経て承認されたものとなっていない。</p> <p>そこで、土地区画整理事業の補償業務に関し補償金算定の拠り所を明確にするために、現「移転補償実務マニュアル」で不足している事項を網羅したマニュアルに改正することが望ましいと考える。</p>	<p>街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」を移転補償実務マニュアルに盛り込むことを含め、現在不足している事項を網羅したマニュアルに改正してまいります。</p> <p>(市街地整備課・盛岡南整備課)</p>	<p>街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」を移転補償実務マニュアルに盛り込むことを含め、現在不足している事項を網羅したマニュアルの改正作業について、平成26年度中に完了し、27年4月1日付けで施行するものです。</p> <p>(市街地整備課・盛岡南整備課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。